様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年10月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）か) あいせる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アイセル  （ふりがな）くさかわ れいこ  （法人の場合）代表者の氏名 草川 麗子  住所　〒110-0005  東京都台東区上野3-24-6 上野フロンティアタワー12F  法人番号　9120001064932  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2022年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  1.DX推進の取り組みおよびビジネスモデル  ・DX推進の取り組み  https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ビジネス環境は、デジタルトランスフォーメーション（以下DX）への取り組みが加速しており、当社においても、お客様のDX推進における価値創造をしていくパートナーとして、受け身のシステム開発や単なる情報技術の提供でなく、お客様の潜在的な課題とその解決策を見出し、提案してくような新しい方法での顧客貢献サービスの実現を目指す為に、自社のDX推進が必要であると考えます。  当社では、高速システム開発とExcel等の既存データ活用が可能なローコードツールによるアジャイル開発支援サービスによって、顧客の業務の標準化やデータ共有に貢献していくことをめざしています。また、経営環境の変化をスピーディーに把握できるBIツールの活用などDX関連技術を積極的に習得することによって、自社のDXを推進して高度化するとともに、新しいビジネスモデルを考えながら事業を成長させていきます。  お客様の顕在ニーズだけでなく、「お客様のお客様のニーズ」や「活用されていないデータの活用」など潜在的ニーズをも引き出しお応えすることで、お客様の「満足」から「一歩先の満足」を感じて頂けるようなサービスをご提供し、ITを通してお客様の価値向上が実現できるパートナーとして取り組んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書（当社Webサイト）に掲載されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2022年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  1.DX推進の取り組みおよびビジネスモデル  ・ビジネスモデル  https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 1．顧客に対するDXソリューション活動／SoE（顧客関係のシステム）  顧客のSoE（関係のためのシステム）やSoI（分析のためのシステム）支援のため、高速システム開発とExcel等の既存データ活用が可能なローコードツールによるアジャイル開発支援サービスによって、顧客の業務の標準化やデータ共有に貢献します。また、アジャイル手法、ローコードツール、BIツールなどの自社内での先行導入や教育訓練といった活動を積極的に進めており、顧客提示のシステム要件にもとづき開発請負する受け身のビジネスモデルから、DX推進パートナーとして顧客とともに業務改善や経営革新に取り組むといった自発的なビジネスモデルへと確実にシフトしていきます。  2．社内における業務改革／SoR（記録のシステム）  自社におけるSoR（記録のためのシステム）の効率化のために、社内業務の特性に合ったクラウドパッケージソフトを選定し、積極的に導入・運用しております。具体的には、次の4つの施策が挙げられます。  ・Excelファイルなどバラバラになっていた事業部門および案件別の収益管理データをクラウド上で統合した事で、統一したルールで集計ができ、収益の見える化を実現。顧客の状況をリアルタイムに把握することで、迅速に戦略的な対応を可能にしました。  ・事業部門が保有する管理会計データと財務部門が保有する財務データを統合することによって、予算実績分析だけでなく予算と足元の見通しを比較し、目標までのギャップをタイムリーに把握し経営判断に活用しています。  ・グループウェアを活用した社内ポータルの構築をし、分散していた各情報を集約した結果、社内の規程や社内情報にアクセスしやすくなりました。  ・社内の経費や申請および承認処理を紙で行っていた業務を、ワークフローツールを活用し、ペーパレス化に取り組んでおります。今後は、ビジネスプロセスの整理を行う事で業務の効率につなげます。  3．社内におけるデータ活用／SoI（分析のためのシステム）  社内業務において、DMP・BIによる社内データの標準化とデータ統合を行う事で、営業活動及びシステム開発プロジェクト活動における、それぞれのプロセスの見える化によりデータが集約され、KPI測定と傾向分析といった推進活動が可能となり、DX人財の育成にも寄与するものと考えており、最終的には顧客の課題から新たな価値創造の提案へとつなげていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書（当社Webサイト）に掲載されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ２．戦略  ・推進体制 ・組織づくりと人財育成・企業文化に関する方策https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ・推進体制  当社では社内横断的にDX推進を実行するチームを、代表取締役の直轄のもと編成して推進しております。全体的な取組を重視する為、各事業本部から1名以上のメンバーを選抜し発足しております。  ・組織づくりと人財育成・企業文化に関する方策  顧客業務に精通し、デジタル技術にも精通することによってはじめて貢献度の高い問題解決策を提案することができます。そのために、業務に精通した営業人財とデジタル技術に精通した開発人財の育成・確保に努めるとともに、営業人財と開発人財とが同じプロジェクトでチーム連携する組織へと変革していきます。具体的には、営業部門は保守・運用プロジェクトにも参画し、提案営業のための体制強化を図り、開発部門はソリューション企画や客先提案に積極参画していきます。  また、より貢献度の高い顧客価値を創造していく上で、部署間の壁を越え、ビジネスパートナーとの壁を越え、さらには顧客との壁を越えていく必要があります。そのためには、既存の枠組みにとらわれることなく、当社の経営ビジョンである「顧客満足の一歩先へ」を共有できる仲間を増やしていきます。そのために、経営トップが旗振り役となり、DX戦略を策定・実行するとともに、部門リーダーに対しては、自部署の担当業務や体制に縛られない行動をとるように指揮しています。具体的には、自部署にないノウハウやリソースを活用するために、社内協業やビジネスパートナーや顧客とのコラボレーションを積極的に進めています。  人財育成については、DX研修だけでは実践的なDX知識やスキルを身につけることは難しいため、営業や開発、管理など各部門ごとの業務活動そのものをDX化する実践的なOJT教育も取り入れています。人財確保についても、単に優秀な人財を待っているのではなく、社内勉強会の社外公開や、エンジニア向けコンテンツサイトの立ち上げなど、積極的に人財が集まるようなしかけづくりに取り組んでいくことを考えています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ２．戦略 ・IT システム・デジタル技術活⽤環境の整備に関する⽅策  https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社のITシステム・デジタル技術活用環境については、SoE、SoR、SoIの3つの領域に分けて整備方針を策定しています。  〇SoE（顧客関係のシステム）  顧客向けにはシステム開発サービスやクラウドパッケージソフトを提供していますが、顧客とのコミュニケーション手段としてはWebサイトや電子メールの利用にとどまっています。今後の整備方針としては、以下の3つの取り組みによって顧客関係の強化を進めていきます。  　（1）アジャイル開発による顧客との協業  　（2）クラウドパッケージ提供による保守軽減  　（3）CRMによる顧客関係の強化  〇SoR（記録のシステム）  業務の効率化や帳票作成といった従来のITシステム（SoR）に対して、BIツールやコラボレーション ツールを導入することによって、ITシステム上のデータを事業計画や業務管理のために分析、活用できるしくみを実現しています。  オンプレミスでスクラッチ開発している社内システムが一部残っていますが、保守の手間や陳腐化が懸念されるため、クラウドパッケージやローコードツールによる再構築を検討し、クラウドパッケージ利用による保守軽減を推進します。  〇SoI（分析のためのシステム）  DMP・BIによる社内データの標準化と統合を各活動プロセス毎に推進していきます。   1. 営業活動プロセス・・・SFAツールの活用による顧客管理と営業進捗状況の見える化による予材管理を実現しており、これらのデータに対してBIツールを活用することにより、傾向分析の実施を強化します。   開発活動プロセス・・・WBS活用により標準ルールで活動プロセスの見える化を実現しております。また、収益管理ツール・BIツールの活用により予実管理から将来予測に活用し、品質向上を進めていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2022年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ３成果と重要な成果  https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 顧客向けの営業活動、社内における業務改革、社内におけるデータ活用の3つのDX活動領域について以下の重要業績指標（KPI）を測定、管理しています。  1．顧客に対するDXソリューション活動／SoE（顧客関係のシステム）  （1）アジャイル開発支援サービスの提案件数  （2）クラウドパッケージ提供の提案件数  （3）CRMへの登録顧客数  2．社内における業務改革／SoR（記録のシステム）  （1）統合したExcelデータ数  （2）ペーパレス化した帳票数  （3）ワークフローツールが利用できる社員数  3．社内におけるデータ活用／SoI（分析のためのシステム）  （1）BIツールの利用者数  （2）見える化された営業活動による引合い率と受注率  （3）見える化された開発プロジェクト数とEVM管理できた顧客数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年11月21日 | | 発信方法 | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  DX推進メッセージ  https://www.aisel.ne.jp/dx/ | | 発信内容 | 当社では、長期ビジョンとして、『「顧客満足」の一歩先へ』を掲げております。  企画／業務分析から開発そしてシステム運用までを一つのITサイクルと考え、このサイクルの中で潜在的なニーズを発見し、解決する事で、お客様の新たな価値に繋がると考えています。  デジタルトランスフォーメーションへの取り組みが加速している中、これまでに培ってきたDXノウハウを自社のDX化にも推進し、高品質かつ高度化を意識して発展させていきます。さらに、この経験と知見をベースに、DXによって大きく成長を図り、顧客の価値向上につながるサービスを提供し、社会貢献に繋げてまいります。  株式会社アイセル　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　草川麗子 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年1月頃　～　現在 | | 実施内容 | ・IPA「DX推進指標」による自己分析を実施しました。  申請に添付して提出します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年5月頃　～　　現在 | | 実施内容 | ISO27001(ISMS)とプライバシーマークを認証取得しており、双方の共通事項についてマニュアル統合した上で、マネジメントシステム運用の有効性と効率性を両立させています。毎年、全社員に対する情報セキュリティ教育を実施した上で、定期的な内部監査及びマネジメントビューを確実に実施しています。  「詳細は添付資料を参照」  ・マネジメントシステム統合規程  ・ＩＳＭＳマニュアル  ・ＰＭＳマニュアル  ・16-3.202310\_内部監査報告書  ・2024\_アイセル様＿サーベイランス移行確認審査報告書\_V1.2  マネジメントシステムにもとづく社内ルールの徹底など組織的対策、人的対策の展開だけでなく、情報セキュリティソリューションを顧客に提供している立場から、専門ベンダーとして技術的対策の最新化にも取り組んでいます。  ISMS取得（ISO/IEC27001:2013 & JISQ27001:2014）  〇個人情報保護方針  https://www.aisel.ne.jp/privacy/  〇情報セキュリティ基本方針  https://www.aisel.ne.jp/security/  なお、SECURITY ACTION制度(二つ星)においても自己宣言を行っております。  自己宣言ID：40004356918 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。